

適正な三田市水道料金のあり方について

(答申)

2020（令和2）年 月 日

三田市上下水道事業経営審議会

## 1 はじめに

三田市の水道事業は、1937（昭和 12）年に給水を開始し、1958（昭和 33）年の市制施行に伴い旧三田町と旧三輪町の水道事業の統合を行った。その後、高度経済成長や北摂ニュータウン開発に合わせて事業が拡張され、昭和 60 年代の県営青野ダム完成と兵庫県企業庁三田浄水場の施設整備によって、県営水道からの安定した水の供給が図られた。

2005（平成 17）年度には、水道事業と簡易水道事業が統合され、計画給水人口 151,805 人、計画 1 日最大給水量 74,180m<sup>3</sup>/日で国の事業認可を受け、運営をしてきた。その結果、2019（令和元）年度時点の給水人口は 110,352 人、1 日平均配水量 33,941m<sup>3</sup>/日、年間配水量は約 1,238 万 m<sup>3</sup>/年、普及率は 99.2%（給水人口/行政区内人口）となっている。

しかしながら今後は、人口減少社会の到来や節水機器の普及等により給水人口及び水需要が減少し、主たる収入源である給水収益の減少が見込まれる。また、関連施設の老朽化等による維持・更新の費用増加が避けられず、より計画的に施設整備と事業運営を行っていく必要がある。

また、現行の水道料金は、2011（平成 23）年に県営水道受水費が引き下げられた際に、基本料金の値下げ改定が行われたときのものである（消費税改定による料金改定を除く）。その後、水道の少量使用者は増加する傾向にあり、他の地域においては「基本水量制」そのもののあり方が見直されるようになってきた。三田市の水道料金の体系についても、今ここで検討する時期に来ていると言える。

このような状況を踏まえて、三田市は 2019（令和元）年 9 月 13 日に本審議会を設置し、本審議会は、三田市長から、将来にわたって上下水道の安定的な事業運営を維持するための適正な料金体系に向けて「適正な水道料金のあり方」を検討するようにとの諮問を受けた。

本審議会は、これまで 7 回にわたり水道料金及び下水道使用料の今後のあり方について、経営状況や総括原価等の分析、水道料金の基本水量内の使用者の傾向や使用世帯の構成等の考察、基本水量の見直しによる影響額の把握等、提供された資料を基に多角的な観点から議論・審議を行ってきた。また料金体系については、上水道と下水道のサービスを市民は一体的に使用及び負担をしていることから、上下水道料金を合わせた形で両者の料金体系のあり方を議論・検討した。その結果、水道事業の料金改定案についての結論を得たので、ここに答申を行う。

## 2 三田市水道事業の現状と課題

三田市水道事業の経営状況は、最新の 2019（令和元）年度の収益的収支では約 4 億 8,800 万円の純利益を確保しており、2028（令和 10）年度までの今後 10 年間においても、各年度の純利益及び累積資金残高は安定的に確保されると見込まれている。しかしながら、将来的には給水収益の減少が見込まれることから、水道事業経営を継続

的かつ安定的に運営していくために、施設の維持・更新を行うに必要な建設投資の財源確保及び日常の資金繰りや不測の事態に備えるための一定資金を確保し、経営健全に取り組んでいく必要がある。

水道施設については、浄水場・加圧所・配水池等があり、これらの施設は約 30 年後には半数が会計上の法定耐用年数を超えた経年化・老朽化施設になると予測される。また、浄水場から各家庭まで水を届ける配水管等の管路も、北摂ニュータウンの開発に伴う人口急増期間(1985(昭和 60)～1995(平成 7)年)にその多くが布設されており、約 20 年後には約 80%が経年化・老朽化管路になると予測される。施設・管路のいずれにおいても、その機能を維持していくための計画が必要であり、種別ごとの更新期間の設定、その優先順位及び実施時期の決定等を行いながら、投資費用の抑制と平準化を図り資金を安定的に確保していくことが求められる。

### 3 水道料金算定について

三田市は、水道事業を安定的かつ安全に継続していくため、水道事業の運営に関する将来像及び目標を定めた『三田市水道ビジョン』を 2013(平成 25)年 3 月に策定している(2017(平成 29)年)10 月改訂)。そして、同ビジョンで掲げた目標を着実に実行し、適切で効率的な事業運営と適正な料金収入による健全経営を行うための指針として、「上下水道事業経営戦略懇話会」を 2018(平成 30)年度に開催し、2019(令和元)年度から 10 年間の経営基本計画『三田市水道事業経営戦略』を策定している。同懇話会は、同戦略を策定するにあたっては、「三田市上下水道事業経営戦略の策定に向けた意見書」を 2018 年 12 月に三田市へ提出し、水道料金・基本水量の体系のあり方について、以下の提言を行っている。

- 投資試算・財源試算による収支結果と資金残高予測に基づき料金体系のあり方について検討した結果、当面、料金値上げを検討する必要はないが、基本水量については同水量以内の利用者が増加傾向にあり、使用水量の少ない世帯にも同一の負担を求めている現状を解消すべきであると考えます。
- 上水道施設の拡充期から維持管理期に移行していることや、受益者負担が基本であることを勘案し、使用水量に関わらず全ての利用者に負担を求めている基本料金を設定する中で、基本水量を現行の「10 m<sup>3</sup> /月」から「0 m<sup>3</sup> /月」あるいは「5 m<sup>3</sup> /月」に引き下げることが望ましいと考えます。

このような経過を踏まえ、当審議会も基本水量制のあり方を中心に、基本水量、基本料金、そして従量料金のあり方を見直していく必要があるとの立場をとる。

#### 4 水需要と料金収入の予測について

水道の使用世帯数は、将来推計人口の減少に従うと、2021（令和 3）年度から減少へと転換する。また 1 日平均使用水量も減少傾向にあり、2028（令和 10）年度のそれは 2018（平成 30）年度と比較して、5%減少するものと見込まれる。その結果、使用件数及び使用水量は減少し、今後水道料金収入も減少していくことが予測される。

ただし、同収入が減少傾向に向かうとしても、2028（令和 10）年度までの経営状況の収支予測によれば、今後暫くは黒字（純利益）を続け、一定の資金残高を確保できるものと見込まれ、今すぐの料金引き上げまでは必要ないとの判断を行った。

水道料金は、事業運営に要する費用に基づいて決定する「原価主義」を採用していることから、原価の的確な算出が重要であり、これらの費用の合計が「総括原価」と呼ばれている。総括原価と料金収入の今後の推移を予測すると、2022（令和 4）年度までは料金収入が総括原価を上回り、2023（令和 5）年度以降は総括原価が料金収入を徐々に上回る状態になる。原価主義に基づく料金基準では、短期的に料金の引き下げをする余地もあることになるが、その後の負担の増加も勘案すると、その検討の必要もないと判断した。

したがって、本審議会は、料金収入・経営状況・総括原価の今後の予測から、水道料金の引き上げあるいは引き下げは検討不要であるが、現在の基本水量内の使用状況の動向から、料金体系自体の見直しについては検討の必要があると考え、以下の具体的な検討・議論を行った。

#### 5 基本水量制について

基本水量制とは、基本料金に一定の水量を付与し、その範囲内において使用水量に関係なく定額料金とする仕組みである。現在の三田市では、口径 13 mm 及び口径 20 mm の使用水量が 10 m<sup>3</sup>/月以下であれば、使用水量に関わらず 1,250 円/月の定額料金である。この制度は、少量の家庭用使用者を念頭に、生活水の負担軽減という社会的配慮から、また原価よりも低廉な価格設定とすることで、生活水を使用してもらうことで公衆衛生の向上を図るという目的から、導入されてきたものである。

2009（平成 21）年度から 2018（平成 30）年度の使用件数等の動向を見ると、水道の年間使用件数の全体数は増加傾向にあるものの、単身世帯の増加、人口減少・核家族化による世帯人員の減少、節水機器の普及等により、1 世帯当たりの使用水量は漸次減少傾向であった。また、基本水量 10 m<sup>3</sup>以下と 11 m<sup>3</sup>～20 m<sup>3</sup>の少量使用者は増加傾向、それ以上の多量使用者は減少傾向にあった（図表 1）。

図表1 過去10年間(2009～2018年度)の水道使用者の動向

		使用件数	使用水量	料金収入
全体		増加傾向	若干ではあるが、減少傾向	
		(24.3万件 →27.1万件)	(1,208万m <sup>3</sup> →1,175万m <sup>3</sup> )	(2,467百万円 →2,350百万円)
内訳	少量使用者 (基本水量内 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> /月)	増加傾向		
		(13.6万件 →18.9万件)	(338万m <sup>3</sup> →465万m <sup>3</sup> )	(553百万円 →706百万円)
	多量使用者 (21m <sup>3</sup> /月～)	減少傾向		
		(10.7万件 →8.2万件)	(870万m <sup>3</sup> →710万m <sup>3</sup> )	(1,914百万円 →1,644百万円)

※括弧内は2009(平成21)年と2018(平成30)年の数値比較。

すなわち、基本水量内の使用者件数とその割合が増加傾向にあり、その基本水量内の使用者間において使用水量が異なるにも関わらず料金が同額という不公平感が増して来たと言える。こうした現状と今後さらに現行基本水量内の少量使用者が増加していくという予測に鑑み、本審議会は基本水量のあり方について、検討する必要があることを確認した。

基本水量は、水道普及率が99.2%(令和元年度時点)となった現在では、定額の基本料金を安く抑え、水道使用の普及を目指した当時の意義は薄れ、むしろ節水への効果や料金負担の公平性という点から見ればマイナスの影響を与えていると言える。国(厚生労働省)もまた、料金負担の公平性という点から、基本水量制の見直しを示唆しており、近隣の自治体においても基本水量制をなくす形の料金改定を行うところが出てきている。

そうした状況を参考にしながら、本審議会は基本水量制を廃止する方向で議論の合意を得た後、現行10m<sup>3</sup>/月の基本水量を0にするか(廃止)、あるいは経過的に今回は5m<sup>3</sup>/月とし、将来的に0を目指してもらおうという2つの案の間で議論を行った。その結果、基本水量を5m<sup>3</sup>/月に引き上げるだけでは、一部の不公平感の解消にはなっても根本的な解決策にはならないこと、いずれ将来的に廃止するのであれば、一定額減収したとしても経営及び財政に余力があるこの時期に、基本水量制を廃止し受益者負担の原則に沿った形にすべきであるとの結論に至った。

## 6 料金体系のモデルパターン

料金体系の算定にあたっては「原価主義」に基づくことが原則であるが、今回の見直しでは、『経営戦略』でも提案されたように、全使用者を視野に入れた水道料金体系の全面改定ではなく、現行基本水量内（口径 13 mm及び口径 20 mmの 10m<sup>3</sup>/月まで）の利用者を対象に検討を行う。なお、基本水量内の料金体系のみを見直すため、11 m<sup>3</sup>以上の料金体系は変更しないものとする。

## 7 水道料金の改定案について

### (1) 基本水量

前述したように、水道利用の普及を目指した基本水量制はその役割を終えたと考えられる。そして現在、生活形態の多様化等を背景に、少量利用者(基本水量内利用者)が増加傾向にあり、その利用者間の不公平感を解消するために、基本水量を廃止し、より受益者負担の原則に基づいた料金体系に改定することが妥当である。

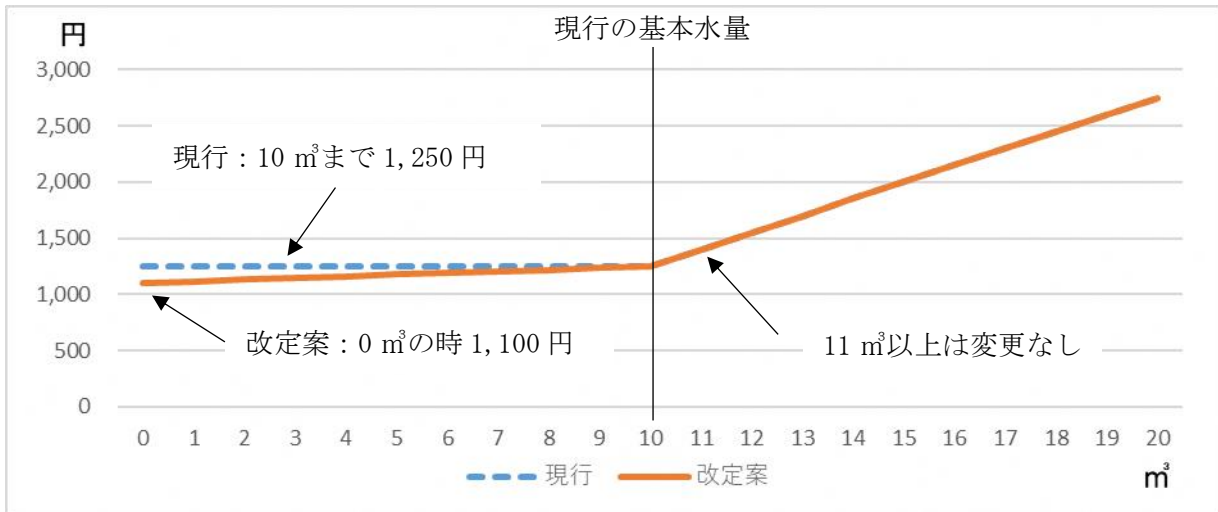
### (2) 基本料金

本審議会は、これからの人口減少社会において料金負担の公平性を確保するために、上水道と下水道の両者の料金体系を見ながら、その適正なあり方を検討した。水は基本的に上水サービスを利用して使用したものを、下水サービスを利用して排水する。市民から見れば、上水道と下水道はワンセットのサービスと言える。よって、料金負担についても上下水道料金の合計額を見ながら、それぞれの料金体系の改定のあり方を検討した。

本審議会が議論を通じて合意した一つの考え方は、上下水道の料金体系の改定によって、両者合算した負担が各使用水量によって少しずつ引き上げられることである。今後の経営・財政の安定化を考えると、全体で負担を少しずつ分かち合うこと、一部であれ引き下げ（値下げ）となる使用者が発生しない方が公平であり望ましいという考え方である。

その結果、水道基本料金は 1,100 円とし、そこから後述する従量制による料金体系することが適当であるという結論に達した(図表 2)。基本料金を 1,100 円と設定することは、経営改善が求められる下水道事業の収支試算に基づく下水道使用料の改定案を 0 m<sup>3</sup>で 820 円とすることと合わせて判断した。

図表2 現行料金と改定案料金(20 m<sup>3</sup>/月まで)



(3) 従量料金

今回の料金改定は現行基本水量内(0 m<sup>3</sup>~10 m<sup>3</sup>)での見直しを目的とする。また、10 m<sup>3</sup>の使用で月1,250円とすることで下水道料金との合計額を現行水準で維持することを前提とした。本審議会は、見直しの水量区分となる0 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>以下において、複数の従量料金のパターンを検討した結果、1 m<sup>3</sup>につき15円とする案を選択した。

また、参考までに基本水量をすでに廃止している近隣市の従量料金の第1段の単価を紹介すると、西宮市14円/m<sup>3</sup>、宝塚市20円/m<sup>3</sup>、伊丹市35円/m<sup>3</sup>、尼崎市45円/m<sup>3</sup>、川西市60円/m<sup>3</sup>となっており、今回の提案はその範囲内にある。少量の生活用水使用者への配慮及び水道事業の経営に与える影響を考慮しても、15円/m<sup>3</sup>という設定は妥当であると考え(図表3)。

図表3 水道料金改定案の料金表(口径20mm以下、一般用のみ、税抜金額)

区分	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につきの単価)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
段階		1~	11~	21~	31~	51~	101~
水量(m <sup>3</sup> )	0	10	20	30	50	100	101~
改定案	1,100円	15円	150円	180円	240円	290円	350円
現行	1,250円		150円	180円	240円	290円	350円
改定額	-150円	15円	0円	0円	0円	0円	0円
改定率	-12%	皆減	0%	0%	0%	0%	0%

## 8 付帯意見

### (1) 料金改定の市民への周知

水道料金の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、市ホームページや上下水道部広報誌「さんだの水道・下水道」などを有効活用し、水道料金の仕組み、財政状況、経営計画などについて広報活動を行い、水道料金の改定について市民の理解と同意が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

また、市民の生活を支える水道事業に対する理解と関心を高めるため、積極的な情報発信に努めること。

### (2) 経営の健全化と経営努力

基本水量の廃止により、口径 20 mm 以下の月 10 m<sup>3</sup> 以下の少量使用者の水道料金が値下げとなるため、現行料金体系と比較して料金収入の減収が見込まれる。また、今後も使用水量の減少や人口減少によって、経営状況は一層厳しくなることが懸念される。今後さらなる経営の合理化、効率化など経営の健全化に努めること。

### (3) 施設の整備・更新

『三田市水道事業経営戦略』では、目標耐用年数や優先順位の決定による施設更新費用の平準化・抑制化を図ることで、資金を安定的に確保する収支計画を目指している。水の安定供給を前提として、今後の供給人口及び水需要の減少を想定した施設の再編・更新を行い、また管路においてもアセットマネジメント(資産管理)に基づいた老朽管の更新・耐震化を行うことで、料金改定後の収支計画を踏まえた事業運営に取り組むこと。

### (4) 水道料金の定期的な見直し

現行の水道料金は、消費増税を除くと県営水道受水費の引き下げに伴う基本料金の値下げを行った 2011(平成 23)年 8 月に設定されたものである。また料金引き上げに関しては、2001(平成 13)年 7 月以降行ってこなかった。19 年にわたり料金を据え置いてきた経営努力は評価するが、今後は概ね 5 年間を目途として、経営状況や社会情勢の変化等を適宜考慮し、料金改定の必要性について検証すること。

なお、今後の料金体系のあり方については、料金算定の基礎となる費用(総括原価)を基本とし、基本料金及び従量料金の口径別の料金体系を検討、設定すること。



## 9 おわりに

水道事業は、市民生活に密着した公共性の非常に高い事業であり、市民の安全・安心のため、必要な施設整備と維持管理を適切に実施し、安定したサービスを将来にわたり提供することが重要である。

人口減少社会の到来や節水機器の普及等による水需要及び水道料金の減少が想定される状況や、水道水の安定供給のために老朽化に伴う施設の更新など水道事業を維持していくための投資も必要となってくる。

こうしたことから、引き続きコスト削減等のさらなる経営の効率化を図り、料金体系のあり方についても、概ね5年毎を目安に定期的な検討に取り組んでいただきたい。

(付属資料)

三田市上下水道事業経営審議会委員名簿（敬称略）

区 分	氏 名	所 属
会長	長峯 純一	関西学院大学 副学長 総合政策学部教授
副会長	酒井 清	公認会計士
学識経験者	亀田 啓悟	関西学院大学 総合政策学部教授
学識経験者	小林 健一	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会 顧問
学識経験者	松井 三思呂	兵庫県まちづくり技術センター常務理事兼上下水道事業部長（～第3回）
	上野 敏明	兵庫県まちづくり技術センター常務理事兼上下水道事業部長（第4回～）
団体推薦委員	堂本 一康	三田市商工会 理事
団体推薦委員	西上 明文	区・自治会連合会（小野地区 乙原区長） （～第3回）
	森脇 範之	区・自治会連合会（高平地区 下槻瀬区長） （第5回～）
団体推薦委員	小田嶋 巖	テクノパーク企業協議会（～第3回）
市民委員	上木 有美	市政参加名簿委員
市民委員	久保田 晶子	市政参加名簿委員
市民委員	針谷 智安	市政参加名簿委員
市民委員	森田 年則	市政参加名簿委員

三田市上下水道審議会審議経過

会議	開催年月日	審議内容
第1回	2019(令和元)年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 水道事業及び下水道事業の概要、現状、課題、料金体系等について説明</li> </ul>
第2回	2019(令和元)年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金改定に向けた必要事項（水需要及び料金予測、総括原価の算出）について説明</li> <li>・ アンケート実施にかかる説明</li> </ul>
第3回	2020(令和2)年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金改定（素案）の提示・説明と審議</li> </ul>
第4回	2020(令和2)年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金改定（素案）の提示・説明と審議</li> </ul>
第5回	2020(令和2)年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金改定（素案）の提示・説明と審議</li> </ul>
第6回	2020(令和2)年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金改定（素案）の提示・説明と審議</li> </ul>
第7回	2020(令和2)年8月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申（案）のとりまとめ</li> </ul>

○三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成21年3月26日

条例第2号

改正 平成31年3月25日条例第3号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市（以下「市」という。）に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	三田市上下水道事業 経営審議会	(1) 水道料金、下水道使用料に関する 事項についての調査審議 (2) その他上下水道事業の経営に関する 事項についての調査審議	12人以内	2年

（委員構成）

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

（平26条例33・追加）

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○三田市上下水道事業経営審議会規則

平成31年3月28日  
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき三田市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、上下水道事業の経営に関する事務を所管する担当課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

三上水第 1 1 7 号  
三下第 1 3 9 号  
令和元年 9 月 1 3 日

## 諮 問 書

三田市上下水道事業経営審議会  
会 長 様

三田市長 森 哲 男

### 水道料金及び下水道使用料のあり方について（諮問）

水道事業及び下水道使用料は、市民生活に直結する公共性の高い事業であり、将来にわたって安定的かつ安全に事業を継続していくため、「経営戦略策定懇話会」による意見書に基づき、平成 3 1 年 3 月に、中長期的な収支計画である「水道事業及び下水道事業経営戦略」を策定し、今後 1 0 年間の経営方針を定めたところです。

同経営戦略において、経営と財源の根幹である「水道料金及び下水道使用料」に関する取り組むべき課題として、人口減少、節水機器の普及など社会情勢の変化に伴い、基本水量内使用者が増加傾向にあり、これらの使用者に対する料金負担の公平性確保を図ること、また、水需要の減少による料金収入の減少と、施設等の更新費用の増加が見込まれる中、安定的な事業運営を維持するための適正な料金体系に向けた検討を挙げています。

つきましては、これらの検討課題について、ご審議いただきますよう下記事項を諮問いたします。

### 記

#### 1 諮問事項

- ①適正な水道料金のあり方について
- ②適正な下水道使用料のあり方について